

民主的な教育行政を求める要求書

越教組は、この要求書に基づく交渉を7月4日に90分間にわたり行いました。回答全文は、越教組ホームページの「重要資料」からご覧になれます。

- 1 教職員の意見を十分聞く等、学校の民主的運営に努力することを校長に指導すること。
- 2 安全衛生管理体制の推進について
 - (1) 衛生推進者の選任を職員に知らせること。その際、選任を民主的に行い、所属長代理である教頭からは選任しないこと。衛生推進者の講習会への参加を今後も進めていくこと。
 - (2) 衛生推進者の研修会を充実させること。特に、各学校の安全衛生活動の交流を進めること。
 - (3) 各学校の衛生委員会で解決できない事案については、市の衛生委員会に反映させる仕組みを作ること。
 - (4) 「越谷市小中学校におけるハラスメントの防止に関する要綱」を実効あるものにする。
 - ①要綱の周知徹底や苦情相談員・相談委員会の体制づくりを早急にすすめるよう各学校に働きかけること。また、周知や相談体制整備の状況を把握すること。
 - ②ハラスメントの管理職研修や教職員研修を再度重点的に実施し再発防止に努めること。
 - ③各職場でハラスメントアンケート調査を実施すること。
 - ④管理職や教職員によるハラスメントが認定された場合には、速やかに県教委に報告する等、被害者の立場に立って厳正に対処すること。
 - (5) 「越谷市立小中学校の教職員ストレスチェック制度実施要領」の周知徹底を図り、実施率をあげる。また、集団分析結果を負担軽減に生かすよう校長を指導すること。
- 3 勤務時間・超過勤務の割り振り変更・過重労働の解消・業務の精選について
 - (1) 中教審答申や文部科学省事務次官通知（2019. 3. 18付）等をもとに、市教委として時間外勤務削減に向けた業務改善方針・計画を早急に策定すること。
 - (2) ICカードによる勤務時間の客観的把握に取り組む意義を周知徹底し、超過勤務の削減目標を数値化すること。
 - (3) 三六協定の説明を丁寧に行い、締結内容を全職員に周知すること。
 - (4) 教職員の時間外労働の上限について月45時間、年間360時間を原則とした指標を定め、取り組むこと。
 - (5) 教職員の休憩時間を確保すること。実質的に確保できるような方策を示すこと。
 - (6) 勤務時間の中で教材研究や授業準備等の仕事が終わるように教職員の増員を図ること。
 - ① 教職員の大幅な定数増を文部科学省・政府に強く働きかけること。
 - ② 教員の事務作業等をサポートするスタッフの配置を促進すること。
 - (7) 越谷市教育委員会主催の研修、研究委嘱を削減すること。
 - ①教職員の長時間勤務や負担が増えないように配慮すること。
 - ②研究委嘱を更に削減すること。また、勤務時間の中でできる研究にするよう校長を指導すること。
 - ③教職員への一層の負担となる新たな研修制度を設けないこと。越谷市独自の「指導力向上研修会」をやめること。
 - (8) 各種調査を厳選すること。必要に応じて抽出調査などを取り入れること。
 - (9) 「越谷市立中学校における部活動ガイドライン」に沿った部活動改善を更にすすめること。
 - (10) 各種研究団体に対して学校にかかわる事業（作品応募、コンクール、会議、研修等）の縮減、廃止等の見直しを働きかけること。
 - (11) 小学校では、大きな業務負担になっている対外体育的行事の練習に歯止めをかけること。また、市内陸上大会を廃止すること。
 - (12) 度を越した「人権の集い」事業を学校に持ち込まないこと。
 - (13) 授業時数を確保する方策のひとつとした夏季休業日等短縮の計画をしないこと。
 - (14) 長時間労働を固定化する1年単位の変形労働時間制を学校現場に導入しないよう県教委に働きかけること。
- 4 学力調査・テストの結果だけで判断する点数主義に陥らない教育行政を進めること。
 - ① 様々な検証テストの目標数値を絶対視し、学校に不当な圧力をかけないこと。
 - ② 学校間の序列化や過度な競争を煽ることになる学力・学習状況調査（全国・県）の学校別公表を行わないこと。
- 5 産休・育休・病休・介護休暇等による代替教員の未配置、未補充をなくし、期日通りの完全配置を行うこと。
- 6 円滑な学校運営を実施するために臨時的任用教職員で引き続き同一校勤務を希望する場合には、同一校勤務の継続を認めるよう県教委に強く働きかけること。